

# カワサキ会計事務所だより

平成20年5月

発行所 カワサキ会計事務所  
〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コーポおおうら3F  
TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835  
URL <http://www.kawasaki-kaikei.com>  
発行人 税理士 川崎 清廣

## 5月の税務カレンダー

固定資産税 第1期  
自動車税・軽自動車税

## 租税特別措置法期限切れの影響

4月30日、平成20年度税制改正に関する法律  
「所得税法等の一部を改正する法律」が公布・施行されました。

### <租税特別措置法課税関係について>

いわゆるガソリン税問題が世間を騒がせていましたが、この問題はそもそも租税特別措置法のうち平成20年3月末で法律が失効したものがあからずです。租税特別措置法は何もガソリンの事だけを定めているわけではなく、税制上みなさんが有利となる特別な取り扱いも含んでいます。

#### ●中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

青色の中小企業者が資産を購入した場合、30万円以下なら、買った年度で全額減価償却できる措置法です。4月1日からさかのぼって適用されることが決まりました。1事業年度300万円が限度額になります。

#### ●人材投資促進税制

単年度で労働費用に占める教育訓練の割合が一定水準(0.15%)以上の場合、当該教育訓練費の総額の8~12%を税額控除する制度です。4月1日からさかのぼって適用されることが決まりました。

#### ●交際費等の損金不算入(法人税)

平成20年の3月末で法律は失効しましたが、交際費に関しては、法人税の納税義務の成立が事業年度終了時点ですので、今回の公布・施行により4月は空白の期間とはなりません。従来通り損金不算入のままです。

<トライアル雇用奨励金を活用していますか?>就職が困難な特定の求職者を一定期間試用雇用することにより、求職者の早期就職実現や雇用機会の創出を図る目的で、奨励金が雇用主に支給されます。奨励金は1人につき月額4万円(最長3か月)です。対象となる求職者は①中高年齢者(45才以上65才未満)②若年者等(35才未満)③母子家庭の母等④季節労働者⑤障害者⑥日雇労働者・ホームレス等です。ハローワーク等からの紹介により採用する必要がありますので、詳細はハローワークに問い合わせてください。最長3か月の試用雇用が終了後、常用雇用へ移行する場合は、「雇用支援制度導入奨励金」(30万円)が支給されます。(1回限り)

長崎県内においては、雇用環境が悪化しており、やむを得ず県外への就職を求める人が増加しております。そのことが長崎県の人口減少に拍車を掛けるという悪循環に陥っております。雇用するということは立派な社会貢献・地域貢献だと思いますがいかがでしょうか?